

窒素含有量に係る総量規制基準

(資料3-3)

●香川県告示第85号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成24年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号又に掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	指 定 地 域 内 事 業 場 の 区 分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C_n 別表第3欄(1)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_n 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- C_{ni} 別表第3欄(2)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Cno Cnと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Qno 特定排水の量（Qniを除く。）（単位 1日につき立方メートル）

別 表

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位 1リットル〕 につきミリグラム		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	130	70	
3	天然ガス鉱業	150	70	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工 品製造業	60	10	
6	乳製品製造業	30	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げ るものを除く。）	40	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げる ものを除く。）	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	55	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の 項から前項までに掲げるものを除 き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を 含む。）	55	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食 料品製造業	30	10	
16	野菜漬物製造業	30	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	60	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造 業	20	10	

24	小麦粉製造業	25	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10
28	米菓製造業	30	10
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10
30	植物油脂製造業	30	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	17
34	穀類でんぷん製造業	20	10
35	めん類製造業	30	10
37	豆腐・油揚製造業	40	10
38	あん類製造業	30	10
39	冷凍調理食品製造業	40	10
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10
41	清涼飲料製造業	20	10
42	果実酒製造業	20	10
43	ビール製造業	20	10
44	清酒製造業	30	10
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	10
47	配合飼料製造業	20	10
48	単体飼料製造業	30	10
49	有機質肥料製造業	20	10
50	たばこ製造業	30	10
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（	20	10

	以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	40	30	綿織物捺染工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、10とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	40	30	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	30	25	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	

	紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	30	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	30	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板	20	10	

	紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	30	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつ

				ては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,200とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	黄鉛顔料製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、600とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	<p>(1) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6,000、6,000とする。</p> <p>(2) 酸化コバルト製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750とする。</p> <p>(3) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6,000、6,000とする。</p> <p>(4) イットリウム酸化物製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150とする。</p> <p>(5) 酸化銀製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に</p>

				従い、210、210とする。 (6)酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第3欄の(1)値は、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水

				を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	1,000	1,000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	60	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の(2)の値は、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、

				1,500とする。 (4)化学発泡剤製造工程 (尿素を原料として使用するものに限る。) にあつては、第3欄の (1)の値は、15とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	55	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	25	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	

142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10
143	写真感光材料製造業	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	10
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10
147	石油精製業	30	10
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10
149	コークス製造業	900	800
150	石油コークス製造業	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10
154	なめしかわ製造業	20	10
155	毛皮製造業	20	10
156	板ガラス製造業	20	10
157	板ガラス加工業	20	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	10
159	ガラス容器製造業	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10
165	生コンクリート製造業	20	10
166	コンクリート製品製造業	20	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10
168	黒鉛電極製造業	20	10

169	碎石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれの順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	25	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	55	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程
182	鋼管製造業	15	10	を有するものにあつては、
183	伸鉄業	15	10	第3欄の値は、それぞれ
184	磨棒鋼製造業	15	10	同欄の順序に従い、55、
185	引抜鋼管製造業	15	10	40とする。
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	60	10	
201	電気めっき業	30	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	35	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第3欄の(1)の値は、20とする。

204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の(2)の値は、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の(2)の値は、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第3欄の(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	25	20	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値

				は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	35	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	35	15	
213	飲食店	60	15	
214	宿泊業	60	45	
215	リネンサプライ業	35	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	35	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	35	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	60	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	60	10	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を

				加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の(1)の値は、20とする。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	50	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	60	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	35	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	60	60	